

## 特殊卵製造・販売の方々へ

昨年 4 月の食品表示法施行に伴い一部鶏卵商品について表示を修正（食塩相当量の記載等）する必要があります。そのための修正期限が迫ってきますので、ご連絡申し上げます。

### ①対象商品

栄養強化卵、栄養機能食品等栄養成分表示をしているもの

### ②修正期限

平成 28 年 9 月 30 日まで

### ③修正内容

従来の 5 成分（熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム）の表示に関して、ナトリウム表示はナトリウム含有量表示となっていました。それがこの度の改正で食塩相当量を記載することが基本とされました。なお、鶏卵はナトリウム塩を添加していないので下記例のように記載することもできるとなりました。

（例）ナトリウム 140m g

（食塩相当量 0.4 g）

詳しい内容は、日本養鶏協会HP 中鶏卵公正取引協議会のバナーに「食品表示基準に基づく鶏卵の表示について」として掲載されていますので、是非ご覧になって下さい。

[「食品表示基準に基づく鶏卵の表示について」](#)（鶏卵公正取引協議会）

[http://www.jpa.or.jp/keiran\\_root/pdf/201602\\_01.pdf](http://www.jpa.or.jp/keiran_root/pdf/201602_01.pdf)

なお、ご不明な点につきましては、鶏卵公正取引協議会事務局

（Tel : 03-3297-5516）にご相談下さるようお願い申し上げます。

【日鶏協回覧板】 発行者：一般社団法人 [日本養鶏協会](#)

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 1 6 号馬事畜産会館内 （5 階）

TEL : (03) 3297-5515 FAX : (03) 3297-5519 発行日 2016 年 4 月 14 日

編集・発行責任者：島田博(fuwatama@jpa.or.jp)